

令和3年度に指定管理者を再指定する施設と指定管理者候補者の指名及び指名理由

No.	施設名	指名先	指名理由	指定管理者を再指定する期間	
1	花巻市新規就農者技術習得施設	一般社団法人花巻農業振興公社	花巻農業振興公社は新規就農者に対する研修や育成指導の事業を行っており、当施設の設置目的と一致する。また、敷地内の圃場管理を受託しており、当施設を管理運営することで実地と合わせた研修を行うことができ、農業技術の早期習得に繋がることから、同公社を指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
2	花巻市宮大迫宇瀬水牧野	一般社団法人花巻農業振興公社	花巻農業振興公社は宇瀬水牧野の地形等に精通し、家畜飼養や草地管理の専門知識と技術を有しており、効果的に維持管理することができることから、同公社を指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
3	花巻市交流会館	一般社団法人花巻観光協会	花巻市交流会館は、観光交流・国際交流及び国内交流並びに市民交流の場を提供し、もって交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的とした施設である。 花巻観光協会の目的は花巻市及びその周辺地域における観光物産資源の発掘とその振興を図ることにより、交流人口の拡大と観光物産産業の発展を促進し、地域経済の発展と住民生活の向上に役立てることであり花巻市交流会館の設置目的と合致する。現在当該施設に入居している3団体のうち、組織の目的上から同協会が最も適任であり、また、唯一これまでの管理経験に基づいた各機器・設備等に知識・技術を有していることから指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
4	松園振興センター	日居城野地区コミュニティ会議	施設利用者は地元住民や団体が多く、地域づくりや地域の生涯学習活動の拠点の場として、地域の実情やニーズに合わせて活用されていることから、指定管理を継続することにより地域の主体的な活動の促進がより一層期待できる。 各振興センター及び隣接施設はこれまでも同一のコミュニティ会議が指定管理を行っていることから現在の指定管理者を指名する。	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
5	花巻市技術振興会館			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
6	花北地区社会体育館			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
7	花北振興センター			花北地区コミュニティ協議会	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
8	花巻中央振興センター			花巻中央地区コミュニティ会議	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
9	花西振興センター			花西地区まちづくり協議会	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
10	花南振興センター	花南地区コミュニティ会議	施設利用者は地元住民や団体が多く、地域づくりや地域の生涯学習活動の拠点の場として、地域の実情やニーズに合わせて活用されていることから、指定管理を継続することにより地域の主体的な活動の促進がより一層期待できる。 各振興センター及び隣接施設はこれまでも同一のコミュニティ会議が指定管理を行っていることから現在の指定管理者を指名する。	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
11	花南地区社会体育館			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
12	湯口振興センター			湯口地区コミュニティ会議	施設利用者は地元住民や団体が多く、地域づくりや地域の生涯学習活動の拠点の場として、地域の実情やニーズに合わせて活用されていることから、指定管理を継続することにより地域の主体的な活動の促進がより一層期待できる。 各振興センター及び隣接施設はこれまでも同一のコミュニティ会議が指定管理を行っていることから現在の指定管理者を指名する。
13	湯口地区社会体育館	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)			
14	花巻市自然休養村センター	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)			
15	湯本振興センター	湯本地区コミュニティ会議	【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
16	湯本地区社会体育館			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
17	矢沢振興センター	矢沢地域振興会	【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
18	矢沢地区社会体育館			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
19	宮野目振興センター	宮野目コミュニティ会議	【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
20	宮野目地区社会体育館			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
21	宮野目体育センター			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
22	太田振興センター	太田地区振興会	【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
23	太田地区社会体育館			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
24	笹間振興センター	笹間地区コミュニティ会議	【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
25	笹間地区社会体育館			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	

No.	施設名	指名先	指名理由	指定管理者を再指定する期間
26	大迫振興センター	大迫地区コミュニティ振興会	<p>施設利用者は地元住民や団体が多く、地域づくりや地域の生涯学習活動の拠点の場として、地域の実情やニーズに合わせて活用されていることから、指定管理を継続することにより地域の主体的な活動の促進がより一層期待できる。</p> <p>各振興センター及び隣接施設はこれまでも同一のコミュニティ会議が指定管理を行っていることから現在の指定管理者を指名する。</p> <p>【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】</p>	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
27	花巻市大迫交流活性化センター			令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
28	内川目振興センター	内川目コミュニティ会議		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
29	内川目地区農村環境改善センター			
30	大迫労働安全衛生推進施設			
31	大迫ゲートボール場			
32	外川目振興センター	外川目地区コミュニティ会議		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
33	外川目地区社会体育館			
34	外川目グラウンド			
35	亀ヶ森振興センター	亀ヶ森地区コミュニティ会議		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
36	亀ヶ森地区農業構造改善センター			
37	亀ヶ森地区農業者トレーニングセンター			
38	好地振興センター	好地地区まちづくり委員会		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
39	石鳥谷国際交流センター			
40	ビバハウスいしどりや			
41	大瀬川振興センター	大瀬川活性化会議		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
42	大瀬川構造改善センター			
43	八日市振興センター	八日市地区コミュニティ会議		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
44	八日市いきいき交流館			
45	八日市構造改善センター			
46	八幡振興センター	八幡まちづくり協議会		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
47	八幡交流センター			
48	八重畑振興センター	八重畑コミュニティ協議会		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
49	八重畑定住促進センター			
50	新堀振興センター	新堀地区コミュニティ会議		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
51	新堀ふれあいセンター			
52	小山田振興センター	明日の小山田を考える会		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
53	東和高齢者コミュニティセンター			
54	土沢振興センター	土沢地域づくり会議		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
55	東和コミュニティセンター			
56	成島振興センター	成島地区コミュニティ会議		令和3年度から 令和7年度まで (5年間)
57	成島地区社会体育館			
58	浮田振興センター	浮田地区コミュニティ会議	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
59	浮田集会所			
60	谷内振興センター	東和東部地区コミュニティ会議	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
61	谷内地区社会体育館			
62	田瀬振興センター	田瀬地域コミュニティ会議	令和3年度から 令和7年度まで (5年間)	
63	田瀬地区社会体育館			
64	酒匠館	株式会社石鳥谷観光物産	株式会社石鳥谷観光物産は、当該施設の管理運営を行う目的で設立された会社である。運営方法の見直しが必要な部分はあるが、道の駅「石鳥谷」施設再編事業で令和3年度に施設の改修を予定しているため、引き続き指名する。	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで (1年間)
65	りんどう亭		【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	
66	石鳥谷農産物直売所	道の駅石鳥谷農産物直売会	道の駅石鳥谷農産物直売会は、石鳥谷地域の農家全体に呼びかけ設立された団体である。運営方法の見直しが必要な部分はあるが、道の駅「石鳥谷」施設再編事業で施設のあり方を検討中であるため、引き続き指名する。	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで (1年間)
			【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	